

# 岩倉具視幽棲旧宅 撮影・取材申請書

令和 年 月 日

岩倉具視幽棲旧宅管理事務所 殿

申請者 団体名  
代表者名 印  
住所  
電話  
担当者 氏名  
所属  
電話

下記の通り申請します。

撮影日時	令和 年 月 日( ) 時 分～ 時 分
撮影人数	名 (□撮影クルー 名 □モデル 名 □その他 名)
撮影目的	<input type="checkbox"/> 写真撮影 <input type="checkbox"/> 映像撮影 <input type="checkbox"/> 岩倉具視幽棲旧宅の取材利用 <input type="checkbox"/> ロケ地利用
撮影場所	<input type="checkbox"/> 主屋 <input type="checkbox"/> 庭園
撮影内容	
提出書類 2週間前までに提出してください	1 撮影・取材申請書
	2 利用方法・特記事項・持ち込み機材リストが明記された企画書
	3 撮影団体が分かる資料(会社パンフレットまたは、ホームページの企業情報ページのコピー)
	4 同意書
	5 その他、管理事務所より提出を求められた書類( )
当日連絡先	氏名 連絡先
備考	

\* 以下 管理事務所記入

撮影料	円	入園料	円	合計	円
備考					
受付担当		立会い担当			

岩倉具視幽棲旧宅 管理事務所  
指定管理者: 植彌加藤造園株式会社

## 岩倉具視幽棲旧宅 撮影・取材 利用規約

### 1. はじめに

「岩倉具視幽棲旧宅」にて、以下の撮影・取材を行う者は、事前に撮影・取材利用の申請および承認を受けてください。初めて利用される場合は、まずはお電話にて岩倉具視幽棲旧宅管理事務所へお問合せください。

### 2. 申請および承認が必要な撮影・取材

- (1) 大人数による撮影
- (2) 結婚式前撮
- (3) コスプレ撮影

コスプレ撮影に関しては、事前に具体的な内容の説明を求め、審査のうえ可否を決定します。審査に際して、当日に着用するの服装の写真等の資料提出を求める場合があります。

- (4) 営利目的や社会一般に対する発信（個人的な発信を除く）が伴う撮影・取材行為  
(テレビのCM、営利目的の映画撮影、雑誌など各種出版物に用いる写真の撮影、各種発信用の撮影、有料の記念撮影行為等)
- (5) モデルを用いた私的な撮影会

\* 「文化財の普及啓発に資する行為」「京都市観光の発展に資する行為」「岩倉具視幽棲旧宅の広報に資する行為」に当たる場合は審査により許可する場合があります。なお、成果物には「岩倉具視幽棲旧宅」のクレジットを入れていただくようお願いいたします。

- (6) その他、岩倉具視幽棲旧宅管理事務所が立会いが必要と判断した撮影・取材

### 3. 職員の立会いについて

撮影・取材の際には、建物の保護や安全の確保、他のお客様の円滑な利用などのため、スタッフの立会いのもと実施いただく場合がございます。その際にはスタッフの判断、指示に従っていただくようお願いいたします。

### 4. 料金

撮影料 通常撮影 30,000円 結婚式前撮り 100,000円

入場料 400円×人数分

キャンセル料 市長が特別の理由があると認める場合を除き、全額負担いただきます。

支払方法 当日、受付窓口にて現金支払いのみ。

\* なお、岩倉具視幽棲旧宅の広報、京都の観光活性化、文化普及啓発活動に資する撮影については、料金を免除する場合があります。

### 5. 利用時間

撮影・取材可能時間は、原則営業時間内です。(応相談)

### 6. 提出書類

利用者は、次の書類を利用日の2週間前までにご提出下さい。

- ① 撮影・取材申請書
- ② 利用方法・特記事項・持ち込み機材リストが明記された企画書
- ③ 撮影団体が分かる資料（会社パンフレットまたは、ホームページの企業情報ページのコピー）
- ④ その他、岩倉具視幽棲旧宅管理事務所より提出を求められた書類

### 7. 利用を許可しないもの

次のような利用はお断りさせていただきます。

- (1) 政治的・宗教的活動
- (2) 過度に暴力的・性的な表現を含むもの
- (3) ドローン（小型無人機）を使つての撮影
- (4) 暴力団の活動による利用
- (5) その他、他の利用者に迷惑を及ぼす可能性のある行為、あるいは文化財保存に適さないと判断される行為

### 8. 利用者に課す義務

- (1) 記事については、校正段階の原稿で管理事務所に確認を求めてください。

(2) 法令違反にあたる行為の禁止

(3) 火気の利用の禁止

(4) 使用権譲渡の禁止

(5) 原状復帰の義務 三脚など機材使用のある撮影については、撮影前後に襖等の破損箇所の確認をスタッフと行っていただきます。

- (6) その他、文化財保護にそぐわない行為等、管理者が不適と判断した場合、利用許可を取り消す場合があります。

岩倉具視幽棲旧宅管理事務所

指定管理者：植彌加藤造園株式会社

岩倉具視幽棲旧宅 殿

## 同意書

岩倉具視幽棲旧宅を利用するにあたり、岩倉具視幽棲旧宅 撮影・取材 利用規約 を遵守することに同意します。また、事故やトラブルのないよう、細心の注意を払って利用いたします。

三脚など機材使用のある撮影については、撮影前後に襖等の破損箇所の確認を貴社スタッフと行い、撮影前に確認されなかった建物、建具、家具、備品等の損壊については、直ちに原状に復する費用を負担する、もしくは損害賠償を支払います。

令和 年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 責任者所属 \_\_\_\_\_

責任者氏名 \_\_\_\_\_ (印)

緊急連絡先 \_\_\_\_\_